

報告第8号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月9日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、令和3年10月28日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

専決処分書

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

- 1 相手方 滋賀県長浜市元浜町

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所と番地および氏名は掲載しておりません。

- 2 事件名 市道設置のマンホールによる車両損傷事故

- 3 事件の概要

令和3年8月26日午前11時00分頃、米原市多和田地先の市道多和田竹ノ越線において、下水道マンホール内を確認するため、蓋を開けるマンホールキーを設置したが蓋が開かなかったため、公用車に工具を取りに行ったときに、相手方車両がマンホールキーに気付かず通行して接触し、車両の左前部を損傷した。

- 4 損害賠償の額

金213,290円とする。

令和3年10月28日

米原市長 平尾道雄